

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
交付規程

令和8年5月 15 日

CM-SSC 補助金事務局

(通則)

- 第1条 令和8年度「情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)」(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に係る法律(昭和 30 年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第255号。以下「施行令」という。)及びその他の法律の定めによるほか、本規程の定めるところによる。
- 2 この交付規程は令和8年度 情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付要綱(20260213財製第1号。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、アデコ株式会社が経済産業大臣に交付の申請を行い、要綱第7条第1項の規定に基づき交付決定がなされたことを受け、補助金の交付(第3条で規定する。)を行う事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。なお、アデコ株式会社は本事業実施に際して、CM-SSC 補助金事務局(以下、「事務局」という。)を設置して本事業の執行を行う。

(補助金の目的)

- 第2条 補助金は、重要鉱物の調達リスク回避・低減の為のサンプル評価等の取組に伴う経費を支援することにより、国内サプライチェーンの自律性・不可欠性の確保及び向上に貢献することを目的とする。

(補助金の交付)

- 第3条 事務局は間接補助事業者(第 11 条第2項で規定する補助金交付決定通知書の通知を受けた者であって同条第1項の補助金の交付の申請を取り下げなかった交付申請者をいう。以下「間接補助事業者」という。)が行う重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業(第5条で規定する補助対象事業をいう。以下、「間接補助事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付対象として事務局が認める経費(第6条で規定する補助金の対象となる経費をいう。以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙2 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。
- 2 交付決定の日(第 10 条第1項で規定する交付決定通知書に記載された日をいう。以下「交付決定日」という。)より前の補助事業への着手は認められない。ただし、補助対象者(第4条で規定する。)が事務局の定める期間内に事前着手届出を行い、事務局から事前着手届出受理通知を受けた場合、通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合がある。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を申請できる者(以下「補助対象者」という。)は、原則として以下の全ての要件を満たす事業者でなければならない。

- (1) 日本の法令に基づき設立され、日本に拠点を有していること(または、日本国内において事業活動を営んでいる事が明確に確認できる法人)。
- (2) 間接補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 申請の主たる事業者は、間接補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置、または指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- (6) 間接補助事業者が重要鉱物の調達リスクとして供給依存度が極めて高く、経済安全保障の観点から調達の自律性・不可欠性が脅かされていること。
- (7) 事務局が実施する EBPM に関する成果の把握・分析等に係る取組に協力できること。
- (8) 国の予算の支出先や予算使途の透明化及びオープンデータの取組を政府として推進している活動(gBizINFO や行政事業レビュー見える化サイト等)のために、補助金の交付決定や交付に関する情報を事務局が経済産業省に提供することに同意できること。
- (9) 次のいずれかに該当する事業者ではないこと。

- イ. 役員等のうちに暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの(以下「暴力団員等」という。)のある事業所
- ロ. 暴力団員等をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所
- ハ. 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ. 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ. 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力または暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ. 役員等が暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト. 役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ. イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる補助対象事業は、補助金の目的に鑑み、重要鉱物に係る部品及び部素材を用いた商品を製造、流通している事業とする。

2 補助金の補助対象となる間接補助事業の類型は、自動車部品類、産業機械類、その他部素材・部品等とする。

3 具体的な補助対象事業の類型と要件については公募要領に別途定める。

(補助金の対象となる経費及び補助率等)

第6条 事務局は間接補助事業者が行う間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙2 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助金の対象となる経費及び補助率等は、別紙1 補助対象経費及び補助率についてのとおりとする。

(電子申請等)

第7条 補助対象者は、原則として、本規程に定める手続きを電磁的方法(適正化法第25条の3第1項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下「電子申請」という。)により行うこと。

2 事務局は、原則として本規程に定める手続きを電子申請により行う。

3 事務局及び補助対象者は原則、前2項のとおり電子申請により各種手続を行うこととするが、事務局が判断した場合及び2030年4月以降の手続方法についてはこの限りではない。

4 事務局は第3項のとおり電子申請以外による各種手続を行うことができるよう様式を定める。

(応募申請)

第8条 補助対象者は、別に定める応募申請書類を原則として、電子申請等により事務局が指定する期日までに事務局が定める書類等を添えて事務局に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の応募申請書類を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 事務局は、補助対象者から応募申請書類の提出があったときは、当該応募申請書の内容を審査し、補助事業を採択すべき者と認めたときは、採択通知書により当該補助対象者に通知するものとする。また、採択すべき者と認めなかったときは、不採択通知書により当該補助対象者に通知するものとする。

4 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

- 5 事務局は、前項の補助事業の採択に当たっては、事前に経済産業省と協議を行うこととする。

(補助金交付の申請)

- 第9条 前条第3項の規定により、採択通知を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、電子申請等により様式第1による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事務局が定める日までに事務局が定める書類を添えて提出しなければならない。ただし、間接補助事業者が、やむを得ない理由により事務局が定める日までに交付申請書を提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 2 交付申請者は補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同で行わなければならない。
- 3 交付申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 第1項の期日までに、交付申請者が事務局に交付申請書を提出しない場合、事務局は経済産業省との協議を経て、交付申請者が交付申請を放棄したものとみなすことができる。

(補助金交付の決定)

- 第10条 事務局は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書により、当該交付申請者に通知するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うことができる。
- 2 事務局は、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ、間接補助事業の実施)

- 第11条 前条第1項の規定による通知を受けた間接補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に様式第3による交付申請取下げ書を提出しなければならない。
- 2 交付決定通知書の通知を受けたものであって前項の補助金の交付の申請を取り下げなかった交付申請者は、原則として交付決定日以降に間接補助事業を実施する。

(計画変更の承認等)

第12条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更(等)承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 間接補助事業の内容を変更しようとする場合。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、または廃止しようとする場合。
 - (4) 間接補助事業の全部または一部を他に承継させようとする場合。
 - (5) 破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行う場合(代理人による申請を含む。))。
- 2 事務局は、前項に基づく計画変更(等)承認申請書を受理したときは、当該申請に係る変更の内容が適正であると審査し、これを承認するときは、その旨を当該間接補助事業者に通知するものとする。
- 3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(契約等)

第13条 間接補助事業者は、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、または委託してはならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、様式第5による体制(変更)届出書を事務局に届け出なければならない。
- 4 間接補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、間接補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 間接補助事業者は、第2項又は第3項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 6 事務局は、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 前6項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第14条 間接補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 事務局が第18条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が経済産業大臣に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 事務局は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 事務局は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第15条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第16条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに様式第7による状況報告書を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第17条 間接補助事業者は、補助事業が完了(中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日または事務局が定めた日に様式第8による実績報告書を事務局に提出しなければならない。
- 2 間接補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、事務局は期限について猶予することができる。
- 3 間接補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

- 第18条 事務局は、前条第1項の規定による実績報告書を受理した場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第12条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金額確定通知書により、間接補助事業者に通知するものとする。
- 2 事務局は、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。)に対して、現地調査等を行うことができ、当該調査の実施に必要な措置を講じることができる。

(補助金の支払)

- 第19条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による精算払請求書を事務局に提出しなければならない。
- 3 事務局は、前項による精算払請求書に基づき、間接補助事業者に補助金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 間接補助事業者は、補助事業完了報告後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事務局に対し様式第11による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書にて速やかに事務局に報告しなければならない。

- 2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の当該消費税等仕入控除税額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第21条 事務局は、第12条第1項の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第10条第1項の規定による補助金の交付決定(第12条第1項の規定による変更の交付決定を含む。)を取消することができるものとする。

- (1) 間接補助事業者が、法令又は交付規程等に基づく事務局の処分若しくは事務局からの指示に違反した場合。
 - (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途や本補助金の目的に反する用途に使用した場合。
 - (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 間接補助事業者が、交付規程等に基づく誓約事項に違反した場合。
 - (5) 間接補助事業者が、間接補助事業実施期間の終了までに当該間接補助事業を実施しなかった場合。
 - (6) 間接補助事業者が、第17条第1項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合。
 - (7) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合。
 - (8) 間接補助事業者が、別紙2 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
 - (9) 事務局に対して行った手続き等の内容と実態が著しく異なる場合。
 - (10) 補助金の交付において不適切であると事務局が判断をした場合。
- 2 前項の規定は、間接補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用されるものとする。
 - 3 事務局は、第1項に基づく取消しをした場合には、補助金交付決定取消し通知書により、速やかに間接補助事業者に通知するものとする。当該取消しに関し、既に補助金を交付しているときは、期限を付して当該補助金の全額又は一部の返還を命ずる。
 - 4 間接補助事業者は、第1項の(1)号から(10)号に該当することにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)に

つき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を事務局に納付しなければならない。ただし、第1項第7号の事由による場合は、この限りではない。

- 5 事務局は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。
- 6 間接補助事業者は、第3項に基づく補助金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合には、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて事務局に納付しなければならない。

(財産の管理等)

- 第22条 間接補助事業者は、補助対象経費(補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、間接補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 間接補助事業者は、取得財産等があるときは、事務局が定める日までに様式第13による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。
 - 4 事務局は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を事務局に納付させることができる。
 - 5 間接補助事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付の申請や第12条第1項の規定に基づく計画変更の申請に際して、間接補助事業における取得財産等に対し、抵当権などの担保権を設定する場合は、設定前に、様式第14による担保権設定承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けるものとする。なお、取得財産等に対して根抵当権の設定を行うことは認められない。

(財産処分の制限)

- 第23条 取得財産等のうち、施行令第12条第4号及び第5号の規定に基づき事務局が定める処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第21条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
 - 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

- 第24条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうちの秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は間接補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(経理等)

- 第25条 間接補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(中止及び廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する国の会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(事業化状況等の報告)

- 第26条 間接補助事業者は、間接補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後90日(以下「報告期間」という。)以内に間接補助事業に係る事業継続及び財産管理の状況について、様式第17による事業化状況報告書により事務局に報告しなければならない。ただし、事務局が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができる。
- 2 事務局若しくは経済産業省は報告期間終了後も、間接補助事業者に対し、間接補助事業に係る事業継続状況に関し報告を求め、または、間接補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、間接補助事業者は協力するものとする。

(是正のための措置)

- 第27条 事務局は、補助事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を取るべきことを間接補助事業者に命ずることができる。
- 2 事務局は、本規程に規定する手続きが適切に実施されていないと認めるときは、必要な手続きを取るべきことを間接補助事業者または間接補助事業者の地位を実質的に承継している者に命ずることができる。
- 3 間接補助事業者は、前2項の規定による命令を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定による命令は、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間、行うことができる。

(個人情報の保護)

- 第28条 事務局は、申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第29条 補助対象者は、別紙2 暴力団排除に関する誓約事項について応募申請及び交付申請前に確認しなければならず、応募申請書及び交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(監督官庁等への情報開示)

- 第30条 事務局は間接補助事業者から提供された情報について、監督官庁等からの要請により情報開示が必要と認めたときは、その情報を開示することができる。間接補助事業者は、応募申請書及び交付申請書(計画変更(等)承認申請書も含む。)の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の継承)

- 第31条 事務局は、間接補助事業者について相続、法人の合併または分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者(第4条で規定する補助対象者の要件を満たす者。)が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第16による補助事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、または条件を付することができる。

(その他)

- 第32条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

本規程は、2026年9月8日から施行する。

本規程は、施行日に関わらず2026年5月15日に遡って効力を生じるものとする。

(別紙1)

経費項目	含まれる費用	経費項目の特性、検査における注意事項
人材等費	人件費	・性能評価の実施に要した人件費 ※単価の計算方法は健保等級単価計算とする ※本事業以外の業務と兼務の場合は明確に切り分けられる場合のみ対象
	旅費	・性能評価の実施に要した旅費 ※本事業以外の出張旅費は対象外
	通訳・翻訳費	・事業遂行に必要な通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費
	委託・外注費	・性能評価の実施に要した委託費・外注費 ※他事業や継続契約の場合、明確に本事業に対しての費用と切り分ける必要がある。 ※委託・外注先との書面による契約の締結が必要。
	その他経費	・認証費、試験設備利用費
材料等費	材料費	・性能評価の実施に要したサンプル品の購入費 ・サンプル品購入に掛かる運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 ・性能評価の実施に要した消耗品費 ・金型費(本事業使用の場合のみ)
設備等費	レンタル・リース費	本事業で使用する機器などのレンタル・リース費
	機械装置購入費	・性能評価の実施に要した試験設備費 ・既存設備を本事業のために新たに変更・改造した機械や装置の導入費 ・機器購入に係る運搬料、宅配・郵送料等に要する経費 ※本事業以外の使用や、購入、変更・改造については対象外
補助率		1/3以内

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人または団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるときまたは法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(様式第1) 交付申請書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称及び
代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
交付申請書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第9条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 申請者名

2. 間接補助事業の名称、目的及び内容

事業の名称	
事業の目的 及び内容	

3. 間接補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日		完了予定日	
-------	--	-------	--

4. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費、補助金交付申請額

	間接補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
金額	円	円	円

5. 同上の金額の算出基礎

補助対象経費(円)×補助率(1/3以内)＝ 補助金交付申請額

(注1)「間接補助事業に要する経費」とは、当該間接補助事業を遂行するために必要な経費の総額を意味します。

(注2)「補助対象経費」には、「間接補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3)「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(千円未満は切捨て)をいいます。

(様式第2) 交付決定通知書

番 号
年 月 日

法人の名称
及び代表者の氏名 殿

CM-SSC補助金事務局

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
交付決定通知書

令和〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました、令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)については、令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第10条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称			
事業の目的 及び内容			
事業開始日		事業完了日	

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

	間接補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額
金額	円	円	円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。
4. 間接補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程の定めるところに従わなければなりません。

(様式第3) 交付申請取下げ書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記補助金について、令和8年度
情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第11
条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由

2. 取り下げられた交付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

	間接補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金額
金額	円	円	円

(様式第4)計画変更(等)承認申請書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

計画変更(等)承認申請書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第12条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

- 1. 変更の内容
- 2. 変更を必要とする理由
- 3. 変更が間接補助事業に及ぼす影響
- 4. 変更後の間接補助事業に要する経費の額
(新旧対比)

	間接補助事業に 要する経費		補助対象経費		補助金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
金額	円	円	円	円	円	円

- 5. 同上の算出根拠 ※別紙として積算の内訳を添付すること。

(注)中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(様式第5)体制(変更)届出書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

体制(変更)届出書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金交付規程第13条第3項の規定に基づき、補助事業の実施体制について下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業者名
2. 事業者へ委託や外注等を申請時から変更する業務範囲・内容・期間

(注)体制(変更)届出書に記載すべき事項

- ・間接補助事業を第三者に発注(請負その他委託の形式を問わない。)する場合は、契約先の事業者(税込み100万円以上の取引に限る)の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲を記載のこと。
- ・第三者の発注先からさらに発注している場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も上記同様に記載のこと。

(様式第6)事故報告書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

事故報告書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第15条の規定に基づき、間接補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1. 事故の原因及び内容
- 2. 事故に係る金額 円
- 3. 事故に対して執った措置
- 4. 間接補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第7) 状況報告書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名

法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

状況報告書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

交付規程第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の状況

2. 間接補助対象経費の区分別収支概要

(様式第8)実績報告書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

実績報告書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した間接補助事業

事業の名称	
事業の目的 及び内容	
重点的に実施 した事項	
事業の効果	

2. 間接補助事業の収支決算

(1)収入(単位:円)

(2)支出(単位:円)

①総括表(単位:円)

	間接補助事業に 要した経費		補助対象経費		補助金額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付 決定額	実績額
金額	円	円	円	円	円	円

②経費の内訳(各経費の配分ごとの実績の内訳)

※別紙添付も可

(注1)当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第22条第3項の規定に基づき、様式第13による取得財産等管理明細表を添付すること。

(注2)消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

(様式第9) 補助金額確定通知書

番 号
年 月 日

法人の名称
及び代表者の氏名 殿

CM-SSC補助金事務局

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

補助金額確定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け実績報告書をもって報告のありました令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金について、令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金交付規程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の額が確定しましたので、通知します。

記

- 1. 事業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
- 2. 補助金額(交付規程第 18 条第1項による額の確定額)

(様式第10)精算払請求書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者	住所	
氏名	法人の名称	
	及び代表者の氏名	

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

精算払請求書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第 11) 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額(交付規程第18条第1項による額の確定額)

円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円
4. 補助金返還相当額

円

(様式第 12)取得財産等管理台帳

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2)財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、
(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、
(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4)取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 13)取得財産等管理明細表

取得財產等管理明細表

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、
(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、
(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第 14) 担保権設定承認申請書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

担保権設定承認申請書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付
規程第22条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業による取得財産等の品目、取得(予定)日及び取得(予定)価格

(1) 品目(財産名) :

(2) 取得(予定)年月日 : 年 月 日

(3) 取得(予定)価格 : 円

2. 担保権の設定もしくは設定予定の担保に関する内容

3. 間接補助事業の遂行のために担保権の設定が必要となる理由等

(様式第15)財産処分承認申請書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

財産処分承認申請書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付
規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容
- (1) 処分する財産名等(別紙) ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
- (2) 処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
- (3) 処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等。)

2. 処分理由

(注)2027年4月1日以降は、CM-SSC 補助金事務局宛てから、経済産業省宛てに読み替えて、準用することができる。

(様式第16)補助事業承継承認申請書

年 月 日

CM-SSC補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)

補助事業承継承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け交付決定通知書をもって交付の決定があった上記補助金について、令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)交付規程第31条第1項の規定に基づき、補助金に係る間接補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施することを希望し、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 間接補助事業の名称
3. 間接補助事業の内容
4. 承継理由
5. 補助金交付決定通知の日付
6. 本交付規程に定める全ての手続き及び事務局に提出した全ての書類等と、それらに関わる全ての算出根拠等の書類またはデータを引き継いだことの宣誓
7. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第 17) 事業化状況報告書

年 月 日

CM-SSC 補助金事務局 御中

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金
(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
事業化状況報告書

令和8年度情報処理・サービス・製造産業事業費補助金(重要鉱物に係るサプライチェーン強靱化事業)
交付規程第 26 条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の事業継続状況

2. 間接補助事業の収支概要

(注1) 2027年4月1日以降は、CM-SSC 補助金事務局宛てから、経済産業省宛てに読み替えて、準用
することができる。

(注2) 間接補助事業にて財産を取得している場合は、交付規程第 22 条第2項の規定に基づき、
様式第 12 による取得財産等管理台帳の提出を求める場合がある。